

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<くらし創造部・景観・環境局・産業・雇用振興局・警察本部>

開催日時 平成22年9月28日(火) 10:03~12:44

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長

藤野 良次 副委員長

大国 正博 委員

田中 惟允 委員

浅川 清仁 委員

中野 明美 委員

粒谷 友示 委員

今井 光子 委員

中村 昭 委員

山下 力 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

稲山 総務部長

宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長

福田産業・雇用振興部長

和田警察本部長

幡谷警務部長

岡嶋刑事部長

井岡生活安全部長

山口交通部長

隅田警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

田中（惟）委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を行います。

議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、産業・雇用振興部長、警察本部長の順に説明を願います。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 くらし創造部、景観・環境局に関する提出議案についてご説明いたします。お手元の「平成22年度9月補正予算の概要」の3ページ、平成22年度一般会計補正予算案についてでございます。くらし創造部、景観・環境局におきましては、公募によるNPOからの提案を踏まえ、ふるさと雇用再生特別基金を活用した4事業、計1,966万8,000円を計上しております。4事業について、いずれも平成23年度にまたがる事業として、平成23年度債務負担行為補正も計上いたしております。

事業の内容といたしましては、まず、8、教育の充実のうち、農林業を通じた自立支援事業、補正額350万3,000円でございます。これは、不登校、引きこもり、ニートなどの青少年の自立を支援するため、共同生活体験の場を設置して、農林業に係る共同作業の実施を通しまして、生活習慣の改善や就業意欲の向上を図ります。

次に、10、くらしやすいまちづくりについてでございます。人権研修の教材等開発事業、補正額204万4,000円でございます。だれもが暮らしやすい社会の実現のため、人それぞれが違うことを認め合う多様性尊重、皆で多様性を生かし合う多様性活用の態度が身につけられるような体験型の人権研修プログラムを作成し、自治会やPTA、企業などへの普及を図ります。

続きまして、自然学習型環境教育推進事業、補正額607万5,000円でございます。地球温暖化防止対策の推進のため、本県の豊富な森林資源を主題として、CO2の排出量削減の現状と課題を紹介する環境教育の教材を作成し、環境教育を実施いたします。

最後に、11の市町村支援及び協働の推進としてNPO活動強化支援事業、補正額804万6,000円でございます。県内NPOが置かれている現況や直面している課題などについての実態調査を行いまして、活動強化の目安となる自己評価基準を作成、普及するとともに、基準を活用した指導を行うことにより、NPOの活動強化を支援します。

続きまして、4ページ、今、説明いたしました農林業を通じた自立支援事業ほか3事業

についての債務負担行為補正の内容でございます。いずれもふるさと雇用再生特別対策事業として実施することから、制度の趣旨にのっとり、長期にわたる雇用確保の事業にするため、債務負担行為補正を計上するものでございます。債務負担行為額は記載のとおりでございます。事業実施期間としては、いずれも平成22年10月より平成24年3月を予定しております。

以上がくらし創造部、景観・環境局に關します提出議案の概要でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○福田産業・雇用振興部長 それでは、9月定例県議会の提出議案のうち、当部所管の議案についてご説明申し上げます。

最初に、予算以外の議案につきましてご説明申し上げた後、補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、「平成22年度一般会計特別会計補正予算案その他」の26ページ、議第63号、住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてでございます。これは、住民訴訟におきまして個人被告となりました当時の県職員が支払いました弁護士報酬につきまして、高等裁判所で勝訴が確定いたしましたことから県が負担するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、27ページ、諮第1号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについてでございます。本件は、記載のように、知事が平成22年3月31日付奈良県指令雇労第729号により、異議申立人、奈良県労働組合連合会議長、井ノ尾寛利に対して行った奈良労働会館の使用不許可処分につきまして、平成22年5月12日付で次のような理由による異議申立てがなされたものでございます。

この理由とそれに対するそれぞれの県の見解につきまして、簡単にご説明申し上げます。まず理由でございますけれども、4の異議申立ての理由というところでございます。

(1)でございますけれども、奈労連には事務所として貸与できないとする理由が十分に説明されていない。また、目的外貸与可能なスペースをいつ、どういう基準で決めたのかも明らかにされていないとの主張でございます。これに対しましては、5の異議申立てに対する見解の(1)でございます。その3行目からですけれども、目的外使用に供する部分は、本来の用途または目的を阻害しない範囲で、使用状況等を勘案して、目的外使用に供する範囲、面積を決定している。そして、審査要綱に基づき審査を実施し、目的外使用を許可する団体を決定したものであり、この点で事実の評価に誤りがあると解せられま

す。

次に、27ページ、理由の(2)でございますけれども、貸与が可能なスペースについては申請者と調整すべきではないかと申し入れたが、労働団体間の調整の機会をこれまで一切設けられてこなかった。また、連合奈良と奈労連という2つの団体を労働団体のローカルセンターと認めているというが、2団体間の調整もしたことがないとの主張でございます。これに対しましては、28ページの(2)でございますけれども、行政財産の管理者である知事の権限を適正に執行するため、審査要綱に基づき優先順位を決定して許可を行っており、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

27ページにお戻りいただきまして、理由の(3)でございます。貸与許可は連合奈良のみという結論が先にあるものと考えられるとの主張でございますが、これに対しましては、28ページの(3)の審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に判断して、目的外使用を許可する団体を決定しており、主張は事実誤認に基づくものであると解せられます。

再び27ページの(4)でございます。県に設置された各種委員会、懇談会においても、労働団体代表が参加する委員会、審議会も連合奈良からの選出委員のみであり、今回の不貸与も貸与手続を合理化するものであるとの主張ですが、これに対しましては、28ページの(4)のとおり、審査要綱に基づいて客観的に判断していることであり、その結果として異議申立人に目的外使用を許可しないとしたものであって、事実の評価に誤りがあると解せられます。

異議申し立ての理由とこれらに対しまして見解は以上のとおりでありますので、本件異議申し立てにつきましては棄却すべきものと考えるところでございますが、地方自治法第238条の7第4項の規定によりまして、議会に諮問する次第でございます。

次に、平成22年度一般会計補正予算案に係る議案についてご説明を申し上げます。

「平成22年度9月補正予算の概要」の1ページ、②歳出予算の概要の1の活力ある産業づくりでは、デザインを活用した販路開拓支援事業として、国内外の消費市場への販路開拓を考えています県内企業等に対しまして、デザイナーを活用したデザイン開発、改良、あるいはパッケージ制作などに対しまして支援をしていきたいと考えているところでございます。

また、県内工業団地活性化推進事業では、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、県内工業団地活性化のために立地企業の実態調査を行いますとともに、工業団地を紹介するホームページや冊子の制作などを行い、工業団地の情報発信力を高める取り組み

みを行ってまいります。今回、生駒市の北田原工業団地を対象として実施をいたすものでございます。

2の観光の振興の宿泊施設デザイン制作事業といたしまして、これは緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県内各地への宿泊施設誘致の強化を図りますため、候補地域にマッチした魅力的な宿泊施設のイメージパース、あるいは俯瞰図などを作成することで、県の主体的かつ効果的な誘致活動の一助として本県の宿泊力の強化につなげてまいりたいと考えております。

また、次のならの宿泊力強化事業では、県営プール跡地にホテルを核とするにぎわいと交流の拠点整備を推進しているところでございますが、文化財の試掘調査を実施するものでございます。

3の雇用対策でございます。ふるさと雇用再生特別対策事業として、ふるさと雇用再生特別基金を活用して地域の求職者等を雇い入れて、安定的な雇用機会を創出するために、県事業として11事業、具体的な各事業の内容につきましては、各所管部局から説明をさせていただきます。また、市町村が実施する事業に対しまして、4市町4事業、記載の人数を予定しているところでございます。それぞれ市町村に対して支援をいたします。

それから緊急雇用創出事業では、こちらは緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、臨時的な雇用就業機会の提供を行うために、県事業としては9事業、こちらにつきましても、各事業の内容は各所管部局から説明をさせていただいております。また、市町村が実施する事業として16市町村65事業を支援いたします。

高等技術専門校訓練生就職支援事業でございますが、これは、ただいまご説明申し上げました緊急雇用創出事業のうち、当部に係ります事業でございます。高等技術専門校に就職支援員を追加配置いたしまして、訓練生のうち就職が困難な高齢者や障害者に関しての求人求職情報の収集や就職先の開拓等を行うなど、就職支援の強化を図ろうとするものでございます。なお、今回の補正予算におきまして、ふるさと雇用及び緊急雇用、ただいまご説明申し上げました全体で、合計で約310名の雇用創出を行う予定となっております。

以上で産業・雇用振興部の平成22年度一般会計補正予算に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、4ページの2、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の補正予算案でございます。内容は、住民訴訟弁護士報酬負担でございます。これは、先ほど予算外議案と

してご説明申し上げました案件とセットになったものでございまして、中小企業高度化資金の貸付に係ります住民訴訟におきまして被告となりました県職員が支払った弁護士報酬につきまして、地方自治法の規定により県が負担すべく52万4,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で産業・雇用振興部の平成22年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計補正予算に係る説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○和田警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明いたします。

お手元の「平成22年9月県議会提出条例」の5ページ、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例であります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正に伴い、新たに店舗型性風俗特殊営業として規制されることとなる営業の禁止地域を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。なお、要旨につきましては資料記載のとおりでございますが、施行は来年、平成23年1月1日からを予定しております。

以上が警察本部所管の提出議案の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井岡委員長 ただいまの説明、またはその他事項も含めて、質疑等があればご発言願います。だれか。

○中野（明）委員 今ご説明にありました中にありますNPOに関連してですけれども、NPOの活動強化支援事業ということで、県内のNPOの実態調査を行って活動強化の目安となる自己評価基準を作成、普及するとともに、活動強化に向けた取り組みを支援するというのがあります。委託先にNPO法人、大和まほろばNPOセンターとしているわけですけれども、このNPO法に基づいて、所定の書類が整っていれば奈良県知事の認証を受けて法人格を得ることができると、そして特定の非営利活動を行うことを主たる目的にして活動しているところと理解するわけなのですけれども、実際のところ、県は出されたペーパーで判断して法人格を与えているということでもありますから、実態調査を行うということになりますと、本来、行政がやる仕事ではないかと考えるわけです。今度出されております県税条例の一部を改正する条例も、これらに対して、NPO法人に対して県民税の減免をする、そういう応援する仕組みになっておりますから、なおのことそれぞれあるNPOの実態がどうなっているのかということは県がやるべきではないかと考えますが、この点お聞かせいただきたいと思っております。また、この実態調査をするようになっておりますけ

れども、対象のNPO法人は一体どれだけの数になるのかお聞かせをいただきたいと思
います。

○上山協働推進課長 NPO活動強化支援事業についてのお尋ねでございます。

NPO法人につきましては、新たな公共の担い手として期待されるところでございま
すが、組織運営、マネジメント、活動のメンバーの確保、育成、また資金活動の確保など
につき、さまざまな課題を抱えているのが現状でございます。こうしたことから、今般、こ
のNPO活動の課題を明らかにした上で活動の促進を図る必要があることから、本事業を
計画いたしました。実施に当たりましては、中間支援NPOとして活動しておられるNP
O法人大和まほろばNPOセンターに委託を予定してございます。当法人はこれまでもN
POの労働環境実態調査等を行うなどの実績がございまして、事業委託先としては適当か
と考えてございます。

今回、NPO活動支援強化事業では3段階の手順を考えておりますが、具体的には、第
1段階として、県内で活動するすべてのNPO法人を対象とした実態調査を行いたいと考
えてございます。8月末現在でございますけれども、現在、県認証のNPO法人は353、
国認証法人が65、合わせまして418の奈良県に関係しますNPO法人がござい
ます。こういった法人のすべてを対象とした実態調査を行いたい。その中でNPOの抱えている
課題を明らかにしながら、支援が必要なポイントを把握する、これが第1段階でございま
す。

第2段階といたしまして、実態調査の結果と事例を踏まえ、NPO活動強化の目安にな
る基準をつくってまいりたい。この基準と申しますのは、NPO自身を選別するというこ
とが目的ではございません。NPOがよりよい活動をしていくための目標、目当てといっ
たものを明確にするといった意味での基準でございます。

第3段階といたしましては、作成をされた基準の普及を図るとともに、基準を活用して、
NPOに対し適切なアドバイスを行ってまいりたいと考えてございます。

県では、この事業成果の普及を図るとともに、さまざまな、例えば奈良ボランティアネ
ット等を通じた情報発信、支援セミナーの開催、それからまた地域活動助成金や地域貢献
活動サポート基金による活動助成など、NPOをはじめとするさまざまな地域活動の支援
をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野（明）委員 今お答えになった中で、何で県が直接できないのかということをお聞
きしたのですけれど、そここのところはどのようにお考えになっているのか。

○上山協働推進課長 認証事務につきましては、県が行うこととなっております。今回、この事業をNPO法人の大和まほろばNPOセンターに委託させていただきましたのは、先ほども申しましたとおり、これまでもこういった実態調査の経験がございますので、適当かと考えているところでございます。NPO法人の法律の趣旨から申し上げまして、できるだけ所管庁といいますか、直接的な内容につきまして、監督権限の業者は限定的なものになってございます。そういったこともございまして、法人の自主性、権利保護を配慮したような法律の体系になっておりまして、県も直接、さまざまな形での指導はさせていただくわけでございますけれど、今回の事業に関しましては、このNPO法人のノウハウをおかりして県内のNPOの現状を把握してまいりたいと、こう考えているところでございます。

○中野（明）委員 今お答えになった中で、県が直接指導する、そういうことも可能だということが、できるということで理解してよろしいでしょうか。確認のために伺います。

○上山協働推進課長 運営のあり方等につきまして、自主性をまず尊重するということが前提でございますが、アドバイス等はできるものと考えてございます。

○中野（明）委員 何でこういうことを聞いたかと言いますと、関連してですが、奈良市にございます、あるNPO法人の生駒寮が生駒市内にあります。この法人の目的は何かということを調べますと、1つは高齢者の生活困窮者に対して生活支援、安定のために住宅確保や食事の確保、2つ目に高齢者の自立生活を送るための仕事の提供事業ということ掲げておられるNPO法人です。実は、この生駒市にある場所をお訪ねしました。実際おられる方とお話をしてびっくりしたわけですが、その方は大阪で路上生活をしておられまして、住むところを生駒に来たら世話をしあげると声をかけられて、生駒市で生活保護申請をしてもらって、この生駒寮と言われるところに住んでおられるわけなのです。お部屋を見せてもらいますと、そこは本当に水道もトイレも何もないという状態で、3畳ほどの暗い、何かPタイルを張っているようなところでした。そのようなお部屋が1階に6つ、2階に6つありまして、もう一つのところが洗面所になっていると。裏に回って共同トイレという形になっているところだったのです。

その方にいろいろお話を聞いておりますと、水道も台所施設も何もない、ほんとうに3畳の部屋だけなのです。そこで家賃として3万9,800円を払っていると。共益費として5,500円を払っていると。運営維持費ということで、昼と夜、お弁当が月曜から土曜まで届けられて、日曜日は飲み物とブドウパン1袋届けられて3万5,000円を払っ

ていると。その他光熱費あわせて9万円を払っているということなのです。生活保護費は直接本人に支払うとなっておりますから、生駒市役所で生活保護費11万円をもらうと、生駒市役所の駐車場で事務所の方が待っておられて、その場で9万円を渡すので、手元には2万円しか残らないというお話をされていたのです。生駒市内でもアパートなど見ましたら、3万5,000円で入居できるところがあるのです。この実態を知っておられる人は、NPO法人が県知事の認証をもらっているところだと。いや、そういうところがこんなひどいことをやっているのかと、県は何をしているのだということ、実は私も怒られたわけなのです。その場を見た方は、ほんとうにこんなことをNPO法人の名前でやることなのかとだれもが思うことなのです。今度これを見ましたら、実態調査と書かれていました。実際に県は役員が何人とか、事務所がどんなのでどういう目的でやるという形の整っている書類が出てきたら、一応見て、受理をして認証をするという、後は自主的にやってもらうということで、そういうことになっているとお聞きしているのです。そうしたら、実際のやっている中身がこういう中身だというのはほんとうにわかっているのかと疑問があるのです。

それで、実態調査を県がやるべきではないのかと思いますのは、こういうこともしっかり調べて、本来のNPO法人というのはいまもうけ本位ではなくて、非営利活動で社会に貢献すると。先ほど言った、この目的にある高齢者の人たちの住居とか暮らしとかという場を提供するとか、そういう仕事をするのであって、解散するときに、残ったお金は自分の懐に入れたらだめだとなっているのです。もうけ本位の仕事や活動ではないという位置づけであるから、今回条例で、こういう活動をされている非営利のNPO法人に対して県民税を減免していきましようということが出されていると思うのです。ところが一方で、実際にこういうことが行われているということに対してどうなのかという思いがすごくあるのです。そういう意味で、やはり県が実態調査をすべきではないかと思うのですけれども、このことに対してどのように考えていらっしゃるか、お聞きをいたしたいと思います。

○上山協働推進課長 今、委員お述べのように、特定非営利活動NPO法人の設立認可に関しましては、NPO法に定められた書面の審査により判断をするという比較的簡単な手続であって、法人化が可能となっております。一方、この制度が悪用されないよう、活動内容の情報公開を積極的に行うことによって、その活動の是非を市民の皆様方が判断していただくと、こういう全体の仕組みとなっております。

事業の違法性が疑われる等の情報が寄せられた場合につきましては、これまでも任意で

の聞き取りの調査等は行ってまいりました。ただし、法令違反の事実等につきましては、担当部局が法令に従って対応を判断するという基本的な考えでございます。委員お述べのように、さまざまな事例があるわけでございますが、事業に違法性が疑われるような情報があった場合につきましては、関係部局との情報共有を図りながら対応していきたいと考えているところでございます。

○中野（明）委員 特定非営利活動促進法を見ますと、所轄庁は法人の事務所が所在する都道府県知事となっていますから、先ほどお述べになったように、県が直接指導、あるいは運営のあり方、物を言うことができるとなっているのです。第5節のところ、監督のことに対しても改善命令など、いろいろ出せるということで、県がNPOに対して、自主的な活動だから、あれこれ細かく口出すことはならないという、そういう法律になっているということも理解できるわけなのですけれども、やはり一つ、こういう監督ということの部門もちゃんとうたわれているわけなのですから。なおのこと、今度のこういうことも含めたら、実態調査をして、本来のNPOの活動をもっと進めてもらうために大和まほろばNPOセンターに依頼をするということを出されているわけなのです。そうしたら、同じNPO法人同士です。それが本当にこのような実態を正確につかんで、本来の役割を果たせるようにそこがちゃんとできるのかどうかと考えた場合、疑問に思うのです。その点、委託してそのことをちゃんとやらせることができると、可能だとお考えになっているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○上山協働推進課長 先ほど申し上げましたが、今回のこのNPO活動強化支援事業につきましては、この実態調査を反映をして、現在奈良県内で活動を行っておられるNPO自身が活動強化していくための目安となる基準を作成していこうというものでございます。それをつくる段階において、県内のNPOがどういう活動をしているのかということ詳しく調べる必要があるということで、3段階の手順を今考えてございます。その中でもさまざまな実態把握ができることがあるでしょうし、そこで得られた情報につきましては県として対応させていただきたいと考えます。

○中野（明）委員 そういう意味では、本来NPO法人というのは本当に非営利活動で、社会に貢献しようということで自主的にいろいろな方たちが活動されているところだと思うのです。ところが、今言ったような事例がありましたら、やっぱり県民の皆さんの信頼を裏切る、NPOに対しての信頼を崩していく、そういうことにもなると思いますので、やはりこういう事例に対しては県が、自主的やからあんまり物が言えませんという形で置

いておくのではなく、具体的に働きかけて、本来のあるべき姿に正していくという姿勢も示さなかったら、今ちまたで貧困ビジネスがいろいろなところで言われております。こういうところに食べ物にされないためにも、しっかりと所轄庁の県が目を光らすということもやらないとだめだと思いますので、実態調査ということでは、大和まほろばNPOセンターにもやはり直接出かけて、その事業が実際にどういうことをやっているのか、自分の目で確かめて、把握していただいて、そして、その中で問題のあるところは県がしっかりと乗り出して正していくという対処をしていかなかったら、せっかく皆さんのいろいろな思いでNPO法人を育ててきて、これからやっていこうとすることを、県みずからの手で崩すということにもなりかねませんので、このところはしっかりと実態調査をやりたい。この事例については、県がしっかりと対応していただきたいということを強く求めておきたいと思います。以上です。

○中村委員 それでは、警察本部長及び関係部長に4点ほどご質問を申し上げます。

和田警察本部長は、就任以来、精力的にご活躍をいただいております。県民の一人として感謝を申し上げます。記者会見で、検挙率100%を目指し、必ず信頼される奈良県警察を目指すという力強くおっしゃっております。また、被害者の無念を忘れず、ともに泣いて犯人を検挙することが信念だとも申されているわけです。

そういう中で、まず1点目にお聞きをしたいのは、たびたび繰り返される警察官の不祥事です。今年の5月22日には、暴力団組長との関係を含め、不適切な交際で警察官2名が懲戒免職処分になっているわけでございます。警察官の不祥事、今までも長年ありますが、さまざまなことがございました。かつては警察本部長が警察官一人一人に手紙をお出しになって、警察官の心構えなり、二度とこういうことがないようにと、いろいろな形で警察官に対する要望等々をされてまいったわけでございます。そういうことで、着任早々大変な事件に遭遇されているわけでございますが、ピストルの発砲事件等、それもお官入りになっている事件があるわけです。特に、暴力団との関係は戒めなければならぬ。大相撲においても昨今叫ばれているわけで、こういうことに対して、5月22日以来、今日まで県警察がどういうことを現実に行って、成果が上がっているのかどうか、このことについてお尋ねをいたします。

2点目は、APEC観光大臣等々、この間も本当に、1,000人以上だと思っておりますが、空前の警備をされ、問題なく推移したわけです。また、天皇陛下が今度はお越しになられるわけで、もう警備、本当にご苦労さんでございます。警備の万全は非常にありがた

いことです。

そこで、警備をするについては本来、他府県から応援を求める、あるいは自前の職員でやる、この2つの方法があると思うのです。そういたしますと、奈良県の限られた警察官の中で空前の警備をする場合に、各警察署、あるいは警察本部の職員を、本来の業務をされている方を引き抜いて警備担当で当たらせなければ万全な警備はできない。そういたしますと、本来の警察官の業務に支障がないのかどうか。このことも含めて、現状の警察官の人員で県民の安心と暮らしを守る体制ができているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

そこで、そういうことを考えますと、私たちが日常生活しているところでいろいろな事案が起こっているわけです。強盗殺人事件とか大きな事件は当然でありますけれども、私たちの身の回りで、例えば侵入強盗、路上強盗、強制わいせつ、あるいはひったくり、住宅対象侵入窃盗、事務所等の侵入、振り込めサギ、車上部品ねらい、自動車強盗、オートバイ・自転車盗、自動販売機ねらい、こういう身近な事件が日常本当に起こっているわけです。

そこで、これらの事案の中で、警察に届け出があった、あるいは警察が確認した件数と実際に警察が検挙をしたデータを確認をすると、現在の我々の周辺で起こっている実態が浮き彫りになると思うのです。そこで、平成22年7月末現在の実態を調べたわけです。そういたしますと、こういうことになるのです。侵入強盗、路上強盗は、この7月末現在で発生件数は14件、それで12件を検挙しておられる。もう非常に警察が頑張ってもらっているわけです。しかしながら、例えば、ずっと言っていきますと、強制わいせつ、これも29件起こって17件が検挙されている。ひったくりになりますと、106件が起こって31件が検挙されているのです。住宅対象侵入窃盗、住宅に空き巣に入る、これは439件起こって182件が検挙されているわけです。今言われている車上の部品ねらい、これは1,317件起こって859件が検挙されている。自動車の窃盗、車を盗む、これは124件起こって32件が検挙されている。自動販売機ねらいも、116件起こって16件検挙されていると、こういうことなのです。この検挙率が上がっているということで40%と言っているわけです。この40%は、現在の警察官の数から考えるとどのようなものかということを考えざるを得ないわけです。警察官の職員の採用。これでも平成19年は2,393人、平成20年は2,393人、平成21年は2,409人、平成22年は2,413人となっているわけです。この人数で、今申し上げました我々の身の回りで

起こって検挙率を40%と言うているこの実態をどのように考えているのか。これで、県民の暮らしと安全を守る警察として盤石なものであるのか。警察官の絶対数、近畿2府4県の中でも、奈良県の警察官が一番少ないわけなのです。奈良県の警察官は1人当たり、たしか県民539人だったですか。それぐらいの比率で活動しておられるわけです。だから、国に対して、警察庁に対して今まで、こういう人員のことに對して、配備に對してどのように警察は提言をして、本当に県民を守れる体制であるのかどうか、このことをお聞きをしたいと思います。

4点目は、いろいろ日常、各地域の警察でご苦労いただいているわけです。それで、次から次、いろいろな相談事、民事介入も含めて警察の範囲が広がっております。だから、さまざまな制度等々もおつくりいただいて、非常にあがりたいたいわけなのです。そこで、日常我々が一番かかわりのあるのが交番です。交番相談員を配置していただいているのですけれども、交番に行けばおわかりのように、交番相談員を余り見かけません。だから、交番相談員は、実際にどのようなお仕事をやって、交番でどのような権限を持ってやっているのかと。強制権はないわけです。だから、奈良県下の交番相談員が今何名おって、これが本当に地域の住民のいろいろな困り事を含めて吸収しているのかどうか。もう少し強化をしなければいけないと思っている者の一人なのですけれども、県警察の見解はどうか。そこでもう一つは、今度は防犯アドバイザー、こういう制度もおつくりになって、地域の市民の安全を守っていただいているわけです。ありがたいことです。しかし、これも実際問題、市民との距離がどの程度なのかというのが見えてこないわけです。だから、今の陣容がどれぐらいでどういうお仕事をしているのか。それともう一つは、警察安全相談員、こういう制度もおつくりになっているのです。これが実際何名配置して、どういう活動をしているのか。これもあわせてお答えを願います。

以上、4点です。

○幡谷警務部長 中村委員のご質問にお答えいたします。

1つは、本年の不祥事案の後の県警察としての再発防止対策についていかがかということですが、このお尋ねの事案につきましては、平成15年から平成18年にかけて発生した事案であります。昨年を引き続きまして懲戒免職処分を行うといった事態になったことについては、県警察として真摯に受けとめているところであります。県警察としましては、昨年、再発防止対策を策定しておりまして、それには、部外者との節度ある交際についての指導を徹底すると。警部以上の幹部による私生活を含めた個人の身の上に関

する事項の把握とそれに応じた指導の徹底、部下職員の業務の把握と具体的な業務指導の徹底、さらには警察官としての倫理観を高めるための教養の強化と、こういった4点を推進しているところであります。さらに本年はそれらに加えて、私みずからや首席監察官が各所属を巡回して、捜査員であることの誇りや使命感を醸成させるといった意識改革のさらなる徹底ですとか、警部以上の幹部を含めた複数幹部によって、部下に個々面接を行うなど、再発防止策を一層強力に推進して、非違事案の未然防止に努めているところでございます。今後とも、県警察一丸となって厳正な規律の保持と再発防止対策の徹底を図るとともに、県民の期待と信頼にこたえる警察活動を推進してまいりたいと思っております。

もう1点についてですけれども、国、警察庁に対して警察官の増員要求をしているのかというご質問でございました。

地方警察官の定数につきましては、警察法施行令という政令で定められた基準に従いまして条例で規定されているところでございます。県警察におきましては、県を通じ、政府、警察庁に対して政府予算編成に対する提案、要望という形の中で、治安基盤の一層の充実のための一方策といたしまして、警察官の増員を要望しているところでございます。以上でございます。

○井岡生活安全部長 それでは、中村委員お尋ねの2件、1つ目はA P E Cの警備の関係で、大規模警備非常にご苦勞やったということでお褒めいただきました。そんな中で、後方治安、一般治安対策はどうなっているのかというお尋ねでありますので、お答え申し上げます。

大規模警備の実施時におけます治安対策については、それぞれの警備情勢、あるいはまた警備に必要な期間、あるいはまた規模に応じまして所要の対策をとっておりますけれども、警察署の一般治安対策についても、委員お述べのように、間隙が生じないように配しているところであります。特に、今回のA P E C警備におきましては、国際テロ情勢、あるいは多数の要人の来県など、厳しい警備情勢下にありました。県警察といたしましては、最大時に約1,000人の警備体制をとりましたが、県内の各警察署においても一般治安対策に間隙が生じないように、それぞれの署情に応じまして勤務体制の変更、あるいはまた当直体制の見直しを行うなどして、勤務員の確保に努めたところでございます。以上が警備の治安対策の関係であります。

最後の点でありますけれども、交番相談員、防犯アドバイザー、警察相談安全員の具体

的な活動と県警察としての今後のあり方でございますので、ご説明いたします。

まず、交番相談員は、交番が不在とならないようにするために、また、交番の警察官がパトロール時間を確保し、街頭活動を行えるようにするために配置しております。交番相談員の具体的な活動は、一番大きく占めますのが地理案内、それから遺失届、拾得物の受理等が主たるものではございます。そのほか、住民の困り事、意見、要望等の聴取及び免許証の更新手続ですとか行政関係の窓口がわからないから教えてくれという、この案内などの活動を行っております。

次に、防犯アドバイザーでございますけれども、地域住民に対する情報発信、防犯ボランティアの支援などを行うため、県下で比較的刑法犯の認知件数が多い警察署に配置しているところでございます。具体的な活動につきましては、防犯ボランティアとの連携強化によります合同パトロールの実施、防犯教室の開催、いろいろな犯罪情報の発信などございまして、これらにより、県民の防犯意識の高揚に努めますとともに、地域のきずなを醸成し、犯罪が起きにくい地域をつくるための支援活動を行っております。

最後の警察安全相談員でありますけれども、困り事などで警察署へ訪れる方々の対応ですとか、あるいはまた電話による相談を受けるために配置しております。具体的な活動につきましては、相談の内容に応じた防犯上のアドバイスですとか専門機関の紹介など、問題解決に向けた助言、指導を行っております。また、聴取によりましては、相談ではなくて即犯罪を認知する場合もございまして、そういった場合は、速やかに事件主管課への引き継ぎなども行っております。

これら交番相談員などの嘱託職員の配置につきましては、県民の安全・安心への要望にこたえる有効な制度と考えております。今後ともその効果を検証しつつ、さらに配置が必要と認められる交番、警察署について検討を行い、より一層の充実強化を図ってまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○中村委員 大体わかったのですけれども、まず第1点、警察官の人が、現状の警察官の定員総数が、採用でも、ことしで93人です。去年で114人、平成20年で103人。どんどん警察官の採用も減ってきているわけです。だから、毎年毎年警察庁に県警本部はどれぐらいの定数を、増員要請をしているのかどうか。毎年どれぐらいをやっているのかどうか、それ教えてください。

それともう1点は、今の、先ほども述べましたひたくりとか車上ねらいとか、これらに対する対応で、現況の警察官の数で県民の暮らしと安全を守れるのかどうか、そのこ

とです。今の数が理想の数、検挙率100%を目指す県警本部長の会見での力強いご発言、これを実現するために、我々の身の回りで非常に起こっているわけです。だから、これらを少しでも検挙をするために、それでは今の奈良県警は何人の警察官がおればそこそこ頑張れるのだという定数目標を一体どの程度に考えているのか。今の数でいいのか、いや、県警察はこう考えているのだけれどもという、このことについて。

それともう1点は、国費国費と言うけれども、大阪府でもよく県費職員がいるわけです。県費で警察官を採用しているわけです。これは財政課の話ですけれど。財政課とどのような話しをしているのかということです。もし現況の職員でちょっと不足しているのだったら、県費職員を獲得するような働きを財政課とおやりになっているのかどうか。これはまたあす知事に聞きますけれども、県費職員という手があるわけです。各県警察、全部がやっているわけですから。これを使うような、県警察はそういう方針があるのかないのか。これが第1点、お聞きしたいことです。

それと、警察安全相談員ですけれど、これはたしか、奈良署と橿原署だけにしか置いていないわけです。この警察安全相談員の役割、まだはつきりおっしやっていないけれども、非常に大事だと思うのです。そうすると、奈良署や橿原署ではなくて、よその警察署でも必要としているのです。こういうところにどうして配置しないのですか。きょうはまだまだ意見がございまして、もう言いませんが、この警察安全相談員、何で奈良署と橿原者だけなのですか。もっとほかの警察で配置をすべきだと思いますけれども、このことについてお願いします。

それと、先ほど申し上げましたように、バイクとか自転車とか車上ねらいとか部品ねらいとか一般の空き巣とかは、我々生活している者には毎日毎日のことで、もう一番気にしているわけなのです。不安なのです。大きな事件の逮捕、検挙、これはもう当然です。しかしながら、日常茶飯事で起こって新聞紙上にも出ない事件が非常に多いわけなのです。それらを守るためには、やっぱり赤色灯、パトカーだと思うのです。パトカーが四六時中、自分らの周りを24時間中巡回してもらったら、これは非常に効果があるのです。そうすると、奈良県のパトカーの台数全部で1,011台ということなのです。四輪車が686台、白バイが31台、自動2輪車が25台、原動機付自転車が269台と、この広い奈良県の県土全部を。今、警察の合併問題が5年後にはもう来るわけです。この程度の台数で、今申し上げましたいろいろな身の回りで起こっている犯罪の予防、検挙とともに予防。このパトカーが一番効果あると思うのですが、この程度の四輪車が686台で。そうすると、

乗務員の数からいろいろと見たら、非常に要るわけですよ。これで果たして、今申し上げた、こういうさまざまな事件に対して対応し切れているのかどうか。このことについて所見があれば、お答えを願いたいと思います。以上です。

○橋谷警務部長 中村委員のご質問にお答えいたします。

採用数について、ここ何年かで減っているではないかということでございますけれども、それにつきましては、毎年退職者がおりまして、その定数と退職者との差を補充するという意味で、2～3年前は多かったけれども、昨年より採用者が若干少なくなっているところでございます。

あと、毎年どれくらいの数を国に要望しているのかということでございますけれども、現在、手元にそういった資料がございませんので、別途ご報告するようにしたいと思います。

あと、県費の職員の関係ですけれども、私どもでは他府県警察の例までは承知しておらなかったのですが、県警察としては、運営方針、運営指針として掲げております安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けまして、これまで業務の合理化、人員の効率的な配置といった面で、自助努力をしてきたところでございます。今後は他府県の状況も研究していかなければいけないと思っているところでございます。以上でございます。

○井岡生活安全部長 中村委員お述べの警察安全相談員が奈良署、橿原署だけとおっしゃいますけれど、防犯アドバイザーが奈良署と橿原署だけということでございますので、いずれにいたしましても、奈良署、橿原署だけで大丈夫かと、よその警察署も必要ということとは、当然そのようになろうと考えております。これを補完する意味で、防犯アドバイザー以外にも交番相談員、それから署の相談員、スクールサポーター等々、いろいろな形で知識と経験を持った警察官OBを今現在配置しているところでございます。また、それぞれ民間の方々の支援をいただくのも非常に大事なことでございますので、ご協力願う防犯ボランティア団体ですとか民間の活力の力もおかりしたいと、そういうようなことで併用しつつ、委員お述べの身近な犯罪、そんな大きい犯罪だけと違うやないかと、小さい犯罪にも、今身近で起こっている体感治安の犯罪に目を向けよと、こういうことはもう当然承知しておりますので、そういった形で、今ある人員勢力と、あるいはまた一般の方々にご協力を求めて併用し、両輪のように力を結集して地域の安全を今後とも守ってまいりたいと考えております。

それから、最後のパトカーの台数に絡んで、非常にいい提言をいただいたわけですから

ども、一番効果がありますのは、昔から警察官の制服を見たら盗人がもうやめたということでございますので、この制服警察官の姿を見せるということと、赤色灯をつけてパトカーで回るというのも大事なことで、これが警察の表看板の仕事でございまして、街頭活動の強化ということでございますので、少ない台数の中から有効に機能できるように、発生の時間帯、地域、あるいはまた住民のニーズ、これらを総合的に勘案して、少ない車両から最大の効果、あるいはまた犯罪抑止ができますように頑張っておりますので、どうかご理解願いたいと思います。今後とも、委員お述べの犯罪抑止につきましては、全体的な数はもとより、小さな犯罪にも目を向けまして努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○中村委員 ただいまの説明で大体わかりました。

お答えも、今の現況の警察官数がいいのかどうか、県警察としての見解が聞けなかったわけですが、今の定数で満足しているのかどうか。例えば、今、井岡生活安全部長からも話があったパトカーの台数が果たして多発する事件に対応できる理想のものなのか、あるいは中ぐらいのものなのかという現況の警察の体制、人員、車両も含めて、果たしていいのかどうかということは聞けなかったわけですが、これはこれで頑張っていたきたいと思います。

ただ1点、ここに副知事もいるわけで、県費職員のことについて警察本部はどう考えているのか。国に増員要求をしても却下されると、今現況の、しかしこれは欠けていると、そうしたら、これを補うためには、他府県でも県費の警察官の予算がついているから、財政課に県費の職員を何とかお願いできませんかと、こういう話になっているのかいないのか、言うたこともないのか、そこら辺のところを聞いたかった、こういう話をしているわけですが。これは、また次回の委員会に置きまして、私の質問を終わります。

○今井委員 それでは、大きく5点ほど質問をしたいと思います。

1つは、警察の関係です。大型量販店ができてまいりまして、先日も万引きのことで相談があったわけですが、この大型店と万引き。そうした今、奈良県でどんな実態になっているのか、そしてどんな対策をとっておられるのか、その点について県警察にお尋ねをしたいと思っております。

それから、野外活動センターの問題です。これにつきましては、議会でもいろいろ議論が行われているわけですが、野外活動センターのホームページを見ておりましたところ、8月28日付で、平成23年度以降の奈良県立野外活動センターの利用についての

お知らせという文章を見つけました。平成23年度以降、本センターは野外活動の目的に沿った形で、自然の中で自炊を基本とし、機能を集中特化して存続していくこととなります。このため、次のとおり利用方法が変更されますという、第1センター、ロッジ、テントの改修を行うために、工事期間中、平成23年10月から平成24年3月までは施設の利用はできません。それから、本館宿泊は閉鎖します。ロッジ、テントだけの宿泊となりますとかいろいろ案内が書かれているわけです。私の理解といたしましては、この野外活動センターについては条例などもありまして、ここには宿泊室の使用料とかそうしたことも定められているわけですが、議会で一度もこの野外活動センターの料金、これは無料になりますとか書いてありますが、そういうことは議決とか、提案されていない中身ではないかと思うのです。それがこういう形で出ているということに非常に疑問を感じまして、そして、あり方懇談会で議事録もいただきましたけれども、10月10日、12月12日、それから3月12日と3回のあり方検討会で、どうやってこの施設をやっていくのが一番いいのかという本当に真剣な議論が、関係者の方の意見が出ております。この最後のところでくらし創造部長が、もう一度この検討会を行いたいというような意見が出ているわけですが、これを決めるまでの間にどこかで検討会が開かれたのかどうか、そのあたりをお尋ねをしたいと思います。ちょっと野外活動センター、いろいろになりますので、一問一答でまず、とりあえずそれでお願いします。

○井岡生活安全部長 今井委員から、大型量販店におけます万引き対策等含めた犯罪抑止対策というご質問でございますので、お答えしたいと思います。

まず、県下におけます本年、平成22年8月末の全刑法犯の認知件数でございますけれども9,607件、昨年同期に比べましてマイナス899件、率にして8.6%の減少となっております。このうち万引きにつきましては1,058件で、全体の約11%を占めております。全刑法犯の認知件数が減少傾向にある中で、万引きにつきましては高どまりで推移しておりまして、被疑者は少年から高齢者まで幅広い年齢層であるのがこの万引きの特徴でございます。

委員お尋ねの大型量販店における万引きなどの犯罪抑止対策についてでございますが、大型量販店における犯罪といたしましては、店内での万引きが一番多く、ほかでは自転車盗、オートバイ盗、車上ねらいなどが発生しております。これらの犯罪に対しましては、警察では万引きを許さない社会機運の醸成、あるいはまた規範意識の向上を図ることが非常に重要であると考えておりますことから、店舗内において万引きを認知した場合には警

察に直ちに通報していただくことをお願い、また警察官による立ち寄りやパトロール警戒活動を強化しております。他方、店側に対しましても、万引きをさせない環境をつくり出すということから、1つは死角のない商品陳列の方法の改善、あるいはまた防犯カメラの設置、増設をお願いしております。また、自転車などの盗難を防止するため、例えば鉄さくチェーンロックの結束によりまして、確実に自転車などを固定、施錠できる駐輪場の整備などをお願いしております。そのほか、警備員の方々には、犯罪の発生状況ですとか対処方法なども教育、指導し、的確な防犯対策が行われるようお願いしているところでございます。

なお、来る10月20日、県下の大型量販店などの防犯責任者によります万引き防止対策協議会を立ち上げる予定でございまして、あわせて大型量販店などの防犯責任者による協議会、また万引き防止のキャンペーン、これらを県下全域で実施して、大型量販店などに対する犯罪の抑止対策を官民一体となって総合的に実施していくこととしております。以上でございます。

○金澤青少年・生涯学習課長 今井委員のご質問にお答えをいたします。今井委員から、大きく2つご質問があったと思っております。

まずは、野外活動センターから利用者の皆様にお知らせの文書を出している中で、使用料の無料化についての表現があったということについてですが、まずこれにつきまして、野外活動センターから主な利用者の方へお知らせの文書を発行いたしておりますのは、野外活動センターの利用申し込みが使用される半年ほど前、平成23年度からのご利用でしたら、ことしの10月から受け付けておりますので、来年からの利用の運用方法、いわゆる本館を閉鎖した上で、ロッジ・テントサイトに特化して運営をさせていただくというのを広く皆様にご承知おきいただくために発行したものでございます。その中で、ご利用につきましては、例えば、利用日が重複する点でしたら、調整をさせていただいて、できるだけたくさんの方にご利用いただけるようにと考えております。

使用料につきましては、5月県議会に知事が一般質問でお答えをさせていただきましたときに、そういう運用方法も変更していく中で、使用料については無料を検討していくことを発言いたしまして、当然、使用料につきましては条例で決まっておりますもので、議会にお諮りをいただいて決まっていくものでございますので、当方といたしましては、2月県議会にご提案をさせていただく予定をしております。ただ、皆様にこういう予定でございますということでお知らせをしたいということで、そういう表現をさせていただ

できました。

もう1点、庁内の関係課長で構成いたしますあり方検討委員会についてですが、これにつきましては、今、具体的な新しい野外活動センターの整備計画、管理棟の整備であるとかを検討いたしておりますので、その辺がもう少し具体的に整備計画が出てきた段階で集まっていただいて、お諮りをして、さまざまなご意見をお伺いしたいと考えております。そういうことで、今後開く予定ではありますが、具体的にいつということは決まっておりませんので、以上でございます。

○井岡委員長 理事者の方に、答弁ですけれども、正確かつ簡潔にお願いしたいと思えます。

○今井委員 万引きの問題です。ありがとうございました。万引きは高どまりということで、全体が少ない中で万引きが青少年から高齢者に至るまで広がっているということを教えていただいたのですけれども、高齢者で寂しいために万引きという行動をとるのが、この間調べてみましたらそういうのがありました。そして、ある調査で、万引きをした高齢者に、どんな対策があったら万引きをやめるかということを知っているわけですが、防犯カメラを設置したら万引きをやめるかということを知りましたら、それでやめるというのは2%です。けれども、店員さんが声をかけたら万引きをやめるかといったら、それだったらやめるということで、非常に寂しいがために、人との交流を求めているというのがその一面にあると思ったのですけれども、いろいろ対策をさせていただいておりますが、大型量販店の場合はどうしても店員さんの数も少ないというような状況がありますので、ぜひお年寄りが不審な状態でうろうろしていましたら声をかけて、先々にしてあげることが対策の一つになると思いますので、そんな意見を申し上げておきたいと思えます。

それから、野外活動センターの問題ですけれども、また近々開くということで言われておりますが、本館廃止が前提になっていると思えます。この本館の問題ですけれども、知事がどこかの外国に行きましたときに、そこで、キャンプとかテントとかロッジを中心の本来の野外活動であるべきだという意見が宮本議員とのやりとりの中で出されたと思うのです。しかし、野外活動センターを見ますと、別に野外だからテント、ロッジを中心というわけではないというのが、国立曽爾青少年自然の家でも52室400人の宿泊棟がありますし、今回、大阪の能勢の野外活動センター廃止の方向で吉野町宮滝の野外学校ができましたけれども、あそこも小学校の中で宿泊するというので120人の宿泊となっております。本来、野外活動はどうかというところの問題はありますけれども、大勢の子供た

ちを連れていく場合に、テントとかロッジを中心としたものしかなければ、分散して泊まることになりまして、大変目が行き届きにくくなる。たくさんの指導者の方とかそういう人たちが十分にいたのであればまた別なのですけれども、限られた人数の中でたくさんの集団を連れていこうと思いますと、非常に難しい面が出てくるのではないかなと思うわけです。

今、奈良県野外活動センター、これが大体3分の1の学校の子供たちが利用しているという状況ですけれども、私も資料で見ましたら、平成21年では小・中学校、高校合わせて121の学校が利用されております。本館に泊まっている学校が39校ありまして、そのうち100人を超える規模で利用している学校が17校ありました。同じ日に複数の学校が利用していることがあるのですけれども、昨年5月20日、21日の宿泊は4校が利用しておりまして、120人です。さらに21日から50人の方が、また別の学校が入ってくるということになりますので、一時、その施設では210人、5校の子供たちがそこに集まって、そういうような形で利用するというような状況になっているわけですが、そうやってまいりますと、雨天のときとか、本当に今検討していただいているという、そうした中身で今の奈良県の利用の目的と十分にいけるのかどうかという大変不安もあるわけです。

お風呂につきましても、シャワーということになっておりますけれども、何でシャワーかということなのですか。お風呂の文化研究会の調査を見ましたら、10代でお風呂に入る時間の平均は大体7.4分です。シャワーの入浴では10.8分ということで、シャワーを使う方がお風呂を利用するよりも3.4分長いということになるわけです。そうすると、大勢、100人以上の子供たちが順番にシャワーを使っていったら、例えば160人が泊まるとなると、何基ぐらいシャワーつけるのかちょっとわかりませんが、10基程度シャワーをつけるとしたら、172.8分というようなことだし、30人のお風呂だったら44.4分ということですので、時間が4倍違うということになります。本当にそういうようなこと一つ一つが、現場で使う人の身になって新しい計画がされているのかどうかというのが一つ一つ大変疑問がありまして、1万7,000人近い方が従来どおり残してくれと、いろいろ行政の施設、あれがむだではないか、これがむだではないかというような時代に、こんないい施設は残してくれということを皆さんが言っておられる。しかも、大体年間3万人で40年間使ってきておりますので、120万人の人たちがこの施設を利用しているわけです。さらに今後どれぐらい、また40年とな

りますと、知事は4億5,000万円という金額を言っておりましたが、4億5,000万円をかけても投資効果としては問題がないのではないかと。さらに森林環境教育については非常に高いレベルで、全国でも優秀な、有数な内容を誇っているとあってまいりましたら、ただこのテントとロッジだけの中身にしましたら、一般のキャンプ場と変わらなくなってしまって、だんだん利用が減ってしまう。しかも、子どもたちの勉強する場がなくなってしまうのではないかと心配をするわけですが、その点でどんなふうに考えているのか、再度その点をお尋ねをしたいと思います。

○金澤青少年・生涯学習課長 今井委員のご質問にお答えをいたします。

まず収容人員の問題ですが、確かに現行では、本館、ロッジ・テントサイト、すべてを含めると全体で560人となります。これが平成23年度からは372人と、本館部分が減ってくるわけなのですが、例えば、平成21年度の利用実績を見ますと、学校などの利用が集中いたします5月、6月でしたら、1日平均で138人の宿泊利用がございます。300名を超える日は1日だけございました。また、小グループの利用が多くなります7月から9月につきましては、1日平均115名となっております。委員お述べのように、平成21年度でも2度ほどは、そのままでしたら収容し切れないというケースがあるわけなのです。先ほど申し上げましたように、利用日につきましては第3希望日まで希望をいただいて、日程調整をさせていただいておりますので、その中で十分皆様のご利用はいただけるものと考えております。

また、おふろ時間につきましては、委員おっしゃっておられますのは承知はしておらないのですが、例えば宮滝の、先ほどお話が出ました、新しく廃校を利用した野外活動センターの運営者のお話をお聞きしましても、おふろは必要ないとおっしゃっておられました。そこもシャワーだけでございます。シャワーの方が流水という形で、衛生的にはいいのかなとも考えております。ただ、シャワーの個数につきましては、利用者に余り長時間かからないようにうまくローテーションしてお使いいただけるよう検討はしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○今井委員 分散しての宿泊ということになりますと、必ず、うちの子はテントに泊まったとか、うちの子はロッジだったとか、そういうようなことは出てくると思うのです。やはり基本的なところの宿泊をよく現場の意見なども聞きまして、それを廃止をすると言われておりますけれども、その点は十分に実態に合うような形で存続をしていただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思うわけです。

初めに、先々の予約があるので、もう既にこれはお知らせをしているということなのですが、いろいろな問題がそうなのですけれども、県民の人たちが今まで大事に大事に使ってきたものの廃止を決めるのが非常に早いのです。その辺の十分な手続がおくれた形でいっているのではないかと今思っております、もう一度これは検討していただくということです、今のような意見もあったということも含めて、ぜひ検討をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、行政財産の処分の関係で質問します。

行政財産の処分の問題はもう、毎年毎年出てきておまして、本当に何回も何回も繰り返されている中身であると思うのですが、結局、県の主張を見ますと、客観的に判断をしていると。そして、労働会館の目的外使用許可に係る審査要綱に基づいて審査を実施したと言われているわけですが、これは、いつ、だれが、どんな内容で審査しているのか、どういう議論をなされているのか、ぜひその議事録の提示をお願いしたいと思うのですが、その点ではいかがでしょうか。

○佐古雇用労政課長 毎年、奈良県労働組合連合会から出していただいております行政財産目的外使用許可申請がございます。審査要綱につきましては設けておまして、これは公開させていただいておりますけれども、議事録につきましては、特に議事録ということではつくっておりません。以上でございます。

○今井委員 そうすると、県の側は客観的に判断してと書いてあるのですが、どう議論されたのかわからないと、客観的に判断しているのかどうかというのかわからないと思うのです。先日、ある方が労働相談に行きたいということで奈労連を訪ねていくのにわからなくて、このエルトピアのところに行きましたときに、奈労連はどこですかということをお聞きしたら、余りそちらには行かない方がいいというような発言をされたということが実際に行かれた方からお話を聞きましたので、そうなんだろうと思えますけれども、そういうことがありました。本来、労働会館であれば、県もローカルセンター、奈良県に連合奈良もある、奈労連もあるということで認めているわけですので、限られたスペースしかなければ、例えば、それをある程度分けて相談コーナー、あちらでもこちらでも労働者の方が納得できるような相談にのっていただくというような場所があってもいいのではないかと思うわけですが、この点ではどんなふうに考えておられるのか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○佐古雇用労政課長 労働会館の中を分けてというお話でございます。

奈良労働会館の中で分割して使用許可を行うことにつきましては、本来の目的使用でありますしごと i センター、またならジョブカフェ、また、貸し会議室等を除く目的外使用として使用できる場所が限られてございます。目的外使用許可申請が競合した場合には、先ほど委員お述べの審査要綱によりまして審査を行いまして、順位の高い目的外使用申請者、この場合は連合奈良でございましたが、連合奈良の職員数、活動内容等から当該団体の事務室として必要な面積を検討し、適当であると判断しているところでございます。このことから、分割して使用許可することは困難であると、そのように考えております。以上でございます。

○今井委員 この問題では、1989年に奈労連が結成されてから毎年毎年、事務所を貸していただきたいということをもう20年もやっているわけです。しかも、余りにもそうしたことを繰り返す中で、平成13年に裁判まで起こしまして、行政財産を公平的に使わせるべきだという裁判を行いましたときに、その判決の中では、今後こういう扱いが繰り返されるとすれば、差別しているものになるというものであるというようなことが判決の中に出ているわけです。そのときに県は審査要綱を決めまして、別に差別しているわけではなくて客観的に判断をしておりますということを言うわけですが、客観的に判断、どんなふうにそうしたら話をしていますか、議事録を出してくださいといったら、それは出していないということでありまして、客観的に判断しているのかどうなのかよくわからないと思うのです。本当にこれは、もう毎年毎年繰り返してございまして、総務大臣にまで申し立てをしているのです、奈良県の行政財産、こんなふうな扱いをしているのだという。原口総務大臣に昨年の11月にもこれを出しているのですけれども、こちらにもまた何の音沙汰もない、うんともすんとも言ってこないという無視されたような状態になっているわけです。だから、この問題、毎年これからずっとそういうことを繰り返していくのか、ある程度限られたスペースであるならば、お互いに一度テーブルに着いて、県が間に入って協議をしていただく場を設けてもいいのではないかと思いますけれども、その点についてはどんなふうに考えますか。

○佐古雇用労政課長 先ほどお述べの総務大臣の方のことは承知しておりませんが、客観的に判断ということで毎年やらせていただいております。行政財産目的外使用許可申請が出てきた都度に、その年その年に客観的に判断をさせていただいております。また、申請者同士の話し合いということもおっしゃっていただきましたけれども、きょう提出させていただいた諮第1号で、異議申し立てにつきまして棄却をお願いしている分のところで

県の見解を述べさせていただいているとおり、この審査要綱に基づいて知事の裁量権として判断させていただいております。以上でございます。

○今井委員 これにつきましては納得できませんので、また反対させていただきたいと思っております。知事にもう一度確認したいと思います、野外活動センターと。

○井岡委員長 そしたら、2つですね。

○今井委員 それから、住民訴訟に係る弁護士費用の負担の問題で今回出されているわけですけれども、これは、3名の元商工労働部長に対しまして、1人17万4,600円という金額が弁護士費用として払うという中身になっていると思えます。これにつきましては、もう裁判が終わったから払い戻しをしてくれというようなことでこういうことになっているのか。また、知事も含めてこの裁判の訴訟の相手ということで指定しているわけですけれども、4人分のうちの3人分の金額になるのか。そのあたり、どうこれを理解しているのか、その点お尋ねをしたいと思えます。

○江畑商工課長 住民訴訟に関しましての個人被告になりました弁護士報酬の負担についてのお尋ねでございます。

今回、議案で上程させていただきました3名の元商工労働部長についての弁護士報酬の負担につきましては、それぞれ3名の方々が個別に弁護士事務所と委任契約を結んでおられて、その契約時に定められた着手金と、それから裁判終結後に個別協議により確定いたしました成功報酬を支払っておられるところでございます。今回の裁判の勝訴確定によりまして、弁護士の着手金、それから成功報酬、その合算額を最終的に支払われたのが6月でございますので、その合算額を、過去の事例に即して、その全額、相当の範囲と認められる弁護士費用でございますので、これを今回議案として上程させていただいたところでございます。以上でございます。

○今井委員 20億円のお金を県が貸しまして、返済が六千数百万円ぐらいの今、返済かと思うのですけれども、この返済が実施されてきたというのは、住民の人たちがこうやって訴えてくる中で返済がされたことでありまして、本来裁判の判決としては、県が請求を怠ったのは違法であるという判決がこの裁判の中では下っているわけですけれども、県が違法であるという中で、県というのは一体何を指すのかということが問われておられて、今、前の知事の責任を問うということで最高裁に提訴をさせていただいているわけなので、そして、この元商工労働部長の方々と、役割といいますのは、知事がすべてを、全県の仕事を、責任はありますけれども、実際の仕事というのは、それぞれの担当担当の部署

の部長の方がかかわる中身ではないかと思うわけですが、その請求を怠っていたというというのが事実でありまして、まだこの裁判をやっても、実際にはほとんど返っていないのが実態であると思います。この弁護士費用、この金額でありますけれども、当然ルールからしましたら、裁判が終わって、それに係るものは返済するのはルールとしては認めるわけですが、私は責任というものがあるのではないかと感じておりまして、もし県がこれを返したとしても、私は自主返済をするぐらいのことがあってもいいのではないかと思います。この点について意見を申し上げるわけでございますけれども、もし住民裁判がなかったら返済はされていなかったのではないかと思います、その点ではどんなふうにか考えるか、お尋ねをしたいと思います。

○江畑商工課長 自主返済を行われなかったということですかね、弁護士報酬についての。

○今井委員 いや、裁判があったからお金がいくらか、6,000万円でも返ってきてるので、裁判がなかったら返せなかったのではないかということ。

○江畑商工課長 これまでも知事が、このヤマトハイミール食品協業組合に対する貸し付けにつきましては、当時の中小企業事業団が審査し、適正な貸し付け実行がなされたということで答弁しているところでございます。そしてまた、その内容につきましては、監査委員ですとか、あるいは会計検査院の検査もなされ、ともに問題なしと判断が下されておりまして、やはり適正な実行だということを改めて認識していると答弁なされているところでございます。残念ながら、業界を取り巻く業況が非常に厳しくて組合が破綻、そして、県につきましてはその後、法的措置も含めまして厳正に債権管理に取り組んできたところでございまして、その結果、20億円に対しては若干、些少ではございますが、債権回収がなされたと、このように解釈をしているところでございます。

○今井委員 言っておりますのは、住民が黙っていたら、結局県は請求をしなかったのではないかと思うのです。請求をしなかったのは違法だというのが判決の中身として出されたわけですが、その点で、当時そこにある立場にあった方々の裁判の費用を県が支払うという、裁判では個人の責任のところは問わないということですので、その部分が出ているわけですが、道義的に考えましたら、これぐらいのお金は自主返済していただいてもいいのではないかと今、思うわけです。去年、1億5,800万円の県の裏金の問題がありまして、会計検査院から指摘されたことがありまして、当時役職者の方が皆さんで分担して、県の財政の補てんをしたというようにいきさつがあるわけです。後から就任した人にまで、それは関係ないところまで負担をさせられたというようにいきさつが

あるわけですので、これについては自主返済を要望しておきたいと思います。

それから、最後ですけれども、人権研修の教材のNPOへの委託の問題ですけれども、これは、具体的にはどのような内容になっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○権人権施策課長 今井委員からのご質問にお答えしたいと思います。

人権研修の教材開発事業でございます。この事業の趣旨は、多様性を切り口といたしまして、主に企業、そして地域向けの人権研修の指導者用のプログラム、いわゆる講習会のテキストを作成しようとするものでございます。これまで、企業、地域で実施します人権研修の教材につきましては、統一的なものは余り作成、活用されてこなかったという経緯がございまして、この教材を作成、活用をする当該事業は県の施策に合致するものと認めております。この事業のテーマは多様性の尊重活用でございまして、これは、奈良県人権施策に関する基本計画でも、基本理念の3つの柱の一つとして、違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくりと位置づけられている人権の普遍的な理念の一つでございまして、このプログラムにつきましては、企業向けと家庭、地域向けの2種類を計画しているところでございまして、企業向けのプログラムにつきましては、多様性を尊重することが組織の活性化につながることや、人権に取り組むことが企業の社会的イメージの向上につながることを啓発するとともに、その具体的な取り組み事例を例示する内容にしたいと思っております。そして、家庭、地域向けのプログラムにつきましては、従来のしてはいけない、しなければならないというものではなくて、地域で多様性の尊重に取り組めます実践例などを示して、人権を身近に考えてもらえる内容を目指しております。このプログラムの作成に当たりましては、外国人向けの夜間中学校など地域で多文化共生の実践に取り組んでおられます人々や企業の人権担当者、そして有識者など、多様な人材で構成します検討委員会を設置していく予定でおります。なお、平成23年度には、この委託先がこのプログラムを活用しながら研修を各企業やPTAや地域などで実施していこうという内容でございまして、以上でございます。

○今井委員 今、非常に多くの県民の方が長引く不況とカリストラ、倒産、深刻な格差と貧困が押しつけられ、さまざまところで耐えがたい人権侵害を受けていると思います。それにもかかわらずに、人権啓発のために教材作成をNPOに委託をして、自治会、PTA、企業などに普及するということは、これまでやってきた同和教育を人権に置きかえて社会的な権力と行政権力による人権侵害の目隠しの役割を担っていることになるのではな

いかと思います。県民の基本的人権を守り、生かすためには、憲法が保障しております人権規定を公的機関、それから企業に定着をさせて、条件整備をしっかりと進める、そういう前提でこそ県民の本当の人権意識が築くことができるのではないかと思います。もちろん個人の人間の権利の侵害、個人個人の間での無視できない問題などもございますけれども、こうした公権力の人権侵害を不問にしたままで、行政から委託を受けたNPOが、本来はそうにあるべきだという、そういうことは誤りだとかということを言いましても、人権に対する正しい理解を妨げて、国民同士の対立になりかねないと思います。民間が勝手につくるなら口出しをするものではありませんけれども、公費を出して委託するべきものではないと。つくるのであれば、先ほどの行政財産の差別的な扱いで使わせてもらえないとか、国や地方自治体、大企業のそうした権利侵害を告発をするというようなものをつくったらどうかと意見を申し上げて、私の質問を終わります。

○浅川委員 それでは、警察本部に対して1点の質問をさせていただきます。

委員長、お許しをいただきたいと思いますが、私が質問するに当たり資料をつくりました。これは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準についてのペーパーが2枚と、それと某パチンコ店が現在計画をしているその事業計画の平面図であります。これを皆さんにお手元に配りたいと思いますが、お許しいただけますか。

○井岡委員長 配付を認めますので。

○浅川委員 今お配りしている資料は、現在、奈良市八条町に計画されております某パチンコ店の出店についてであります。以前、日本共産党からもいろいろ質問された件でございますが、まず最初のこの2枚には、今申し上げましたように、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準についてであります。これは、以前の局長通達といわれるものだと思いますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の円滑かつ適切な施行を図るため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について、必要事項を加え新たに別添のとおり定めたので、部内はもとより、営業者等にも周知の上、同法の解釈及び運用に遺憾のないようにされたいというのが、警察庁生活安全局長から各地方機関の長、並びに各都道府県警察の長に出されたものでございます。

2枚目、その内容でございまして、第11条の2項でございます、11条の2項。ここには、営業所の意義というものが書かれております。営業所とは、客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等を構成する建物、

その他の施設のことを言い、駐車場、庭等であっても、社会通念上、当該建物と一体と見られ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、営業所に含まれるものと解する。いわゆる、専らという言葉、いろいろ議論されておったと思いますが、駐車場、庭等であっても、社会通念上、当該建物と一体と見られ、いわゆる常識論だと思いますけれども、営業の用に供される施設であれば営業所に含まれるものと解する、そうしなさいということがここに書かれているわけでありまして、次の資料でございます。これが平面図です。これが今、某パチンコ店が出店しようとして計画されている平面図であります。これの左片隅の方に、この部分が道路でありまして、この先の部分が駐車場であります。この駐車場の端、これは実は済生会病院でございます、この地区はどこかと言いますと、奈良市の方はよくご存じだと思います。ほかの委員も今説明しますと、国道24号、あの栢木バイパスで、ドンキホーテとかあるあの栢木交差点。栢木交差点から西に向かって入る、ちょうど済生会病院でございます。その先にはJRがございます。先般、一般質問でさせていただいたJRの駅の新設を知事をお願いしたところ、ちょうどまさしくその地域でございます。その済生会病院の駐車場の端、そこを起点にこの半円がかかっているわけです。で、100メートルにかかる、いわゆる風俗営業法に係る営業というものは認めないということが奈良県条例で取り決めされているわけでありまして、この平面図を見て、皆さんはどう思われるかと思うのです。まずこの店舗、確かに店舗はこの100メートルを避けて計画されています。これはもう紛れもない、100メートル離れているわけです。で、この店舗の駐車場がわずか30台程度です。それにプラス、この左側に駐車場を新たに設けようとしている。

これはどういうことかと言いますと、要するに、この某パチンコ店は裏わざを使ってきたと思うのですが、当然このパチンコ店、いわゆる郊外型のパチンコ店だと思うのです。これはもう間違いのないと思います。繁華街にあるようなパチンコ店ではなくて、郊外型のパチンコ店。いわゆる駐車場がたくさん必要とされるわけです。残念なことに、風営法では駐車場の規定というのは設けられていないのであります。ということではあります、実際、駐車場をこの店舗は相当数必要とするはずであります。ところが、ちょうど真ん中のこの部分、大きく駐車場をとっている部分、これは、別名義によってこの駐車場を、パチンコ店がそこを使用させてもらうということになるようで、名義が違ふのです。そういう方法を使ってこられたわけでありまして、果たしてこれが許されるのかどうかと。幾ら法律上の話とは言いながら、このような裏わざを使われるということなら、果たして県民が納得できるのかどうか。大変大きな疑問を持つわけでございます。そこで、答えられる範

困で結構でございますけれども、警察本部としてこの辺をどのようにお考えになっているのか、その辺の所感についてまずお聞きしたいと思います。

○井岡生活安全部長 浅川委員から、パチンコ店の出店に伴います営業所と駐車場の関係等、お尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

具体的なケースにつきましては、風俗営業の許可申請の内容により異なりますので、一般論について申し上げます。風俗営業の許可申請がなされた場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、同施行令、同規則及び奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例に基づきまして、奈良県公安委員会において適正に判断されるものと承知しております。なお、営業所と駐車場の関係につきましては、先ほどありましたけれども、社会通念上、当該建物と一体と見られ、専ら当該営業の用に供される駐車場であれば営業所に含まれるものと解釈されております。以上でございます。

○浅川委員 この店舗は、聞くところによると、パチンコ台数が六百数十台あると、計画されているそうであります。六百数十台ということになると、余りパチンコに行かないので、よく知りませんが、4人で一緒に行こうかというのも、ゴルフでもないし、そんなことはないと思います。1人1台、通常考えると。では、ここのパチンコ店が満室になると、満室というのが、機械に全部埋まるとするならば、六百数十台の駐車場が通常必要だろうと思います。実際、駐車場の台数、これは平面でカウントしますと、ざっと調べていませんけれど、やっぱり百数十台。これは、2層にされるのか3層にされるのか、4層にされるのか5層にされるのか、この辺の計画も実際きっちり聞いてはおりませんが、いずれにしても、このパチンコ店、必ず駐車場は必要なパチンコ店であるはずであります。法律がどうであれ、そういうパチンコ店である以上、社会通念上はこれは一体とみなすというのが適当だと、適切なはずと確信しているのです。そのところが納得できないことには、すべての県民は私と同じように納得、どなたもされない。現実、地域の方々は相当な反対をされているわけでありまして。だから、その辺については公安委員会、最終的には公安委員会が協議権を持っているわけですから、そうした公安委員会で、本当に適切な判断をいただきたいと思うところでございますけれども、そこで委員長、総括のときに、公安委員会から出席いただくということを要請していただきたいと思うのですが、そういうこと要請していただけますか。

○井岡委員長 どうですか。3名おられます。3名の中で、出席できるように調整していただきたいと思います。よろしいですか。

○井岡委員長 そうしたら、お願いします。

○浅川委員 ぜひともそういうことで、総括のときにまた、この思いを伝えたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○大国委員 もうお昼でございますので、端的に質問をさせていただきたいと思います。

本会議でも触れましたけれども、スポーツ振興、知事が掲げる5つの構想案につきましてお尋ねをしたいと思います。

最初に、去る26日に第65回のゆめ半島千葉国民体育大会で自転車競技レースにおきまして、県立の榛生昇陽高校の中井選手が優勝したということで、大変うれしいニュースも飛び込んできております。心からお祝いを申し上げたいと思います。また、成人の部でも野口さんが3位に入賞されたと、自転車競技も、奈良もそういったアスリートがいらっしゃるといって、非常にうれしいわけでございます。本会議でも少し触れましたが、総合型地域スポーツクラブ、山下委員もお述べになりましたけれども、私も大分県に視察をさせていただいて、非常にその効果というものが広い。加えて、知事がおっしゃっている健やかに生きるということにも非常につながるものがあるということ、大いに推進する立場から質問させていただいたのですけれども、改めてこの総合型地域スポーツクラブの推進につきまして、今後どのように取り組んでいかれるのかということをお尋ねをしたいと思います。

もう1点は、このスポーツクラブが進んでまいりますと、もちろん幅広く、いつでもだれでもできるようなスポーツ振興に取り組んでいかれると思います。加えて、今、奈良が観光、あるいはいろいろな意味で、平城遷都1300年祭もそうですけれども、自転車を推進するという取り組みもされております。自転車道もかなり整備をされてまいりましたし、観光、あるいは健康づくり等も含めて、非常に重要な分野とっております。それで、先ほど申し上げました総合型地域スポーツクラブも、やはり進める人と、それから拠点が重要だということも学んで帰ってまいりましたけれども、この自転車振興を進めるに当たりまして、さまざまな問題が出てまいります。まずは、道路をつくりましたから使ってくださいということだけではなくて、ある意味、拠点が要るのではないかと感じております。

そこで、奈良県内、自転車の拠点というイメージになりますと、私どもが住んでおります地元の競輪場が何かお役に立つ役割が果たせないのかと思っております。きょう、産業・雇用振興部も出席をされておりますので、競輪場を使った自転車振興、拠点という考えはないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブをどのように進めていくのかというご質問でございます。

総合型地域スポーツクラブは現在、16の市町村で26のクラブが活動しておりまして、平成25年度までに全市町村でクラブを設立することが当面の目標として現在進めているところでございます。このため、総合型地域スポーツクラブの設立、育成に関して、設立予定のクラブでありますとか、活動中のクラブ、市町村やあるいは市町村の体育指導員などをはじめとする地域のキーパーソン、あるいは実務者レベル、そういった関係者によります総合型地域スポーツクラブ推進協議会を10月に設置する予定で現在取り組んでおります。委員お述べのとおり、総合型地域スポーツクラブは地域のスポーツ振興、健康増進に大いに有効であるというような先進事例の報告がありますので、こういった総合型地域スポーツクラブ推進協議会によりまして、クラブ設立や運営上の諸課題を整理、検討してまいりたいと考えております。また、あわせて総合型地域スポーツクラブの設立、育成のために、本年4月に奈良県スポーツ支援センターを設置いたしまして、クラブの普及啓発、あるいはキーパーソンとなる人材発掘に取り組んでいるところでございまして、今後も鋭意進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○江畑商工課長 スポーツ振興に係りまして、競輪場を自転車振興の拠点として活用してはいかがかという委員のご質問でございます。

競輪場につきましては、平成21年度で競輪場でのレース開催日が58日、そしてまた、他場の開催に合わせました場外車券発売が260日ということで、競輪場本来の活用が年間318日に及んでおります。このうち、奈良競輪のレース開催日以外では高等学校総合体育大会の会場として昨年活用させていただきましたし、日ごろ、新人プロ選手の練習、あるいはまた奈良県自転車競技連盟等アマチュア団体の練習場として、スケジュールの許す限りバンク提供をしているところでございます。この日数を合計いたしますと、平成21年度では78日に及んでおります。また、競輪ファンの拡大のため、レース開催日にはサイクルチャレンジゲーム、これは競技用の自転車を使つての疑似体験のタイムトライアルみたいなものでございます。あるいはまたBMXのデモンストレーション、これはタイヤの小さな自転車を使った曲乗りのようなものでございますが、こういったさまざまなイベントを行うとともに、場外車券発売日には、自転車利用促進のため、昨年度、奈良サイクルフェスタ09を開催いたしまして、当日使用していないバンク等を使った自転車教室、あるいはまたトラックコース体験試乗等を行ったほか、場内におきましては、自転車点検

整備、高機能自転車、あるいは自転車関連グッズの展示等も行ったところがございます。
ご指摘のように、自転車振興のためのさまざまなイベント、競輪場の活用というものは、
所管であります競輪理解にも大変一助となるところでございます。有意義なご指摘と考
えるところでございます。

県営競輪におきましては、ご承知のように、大変厳しい経営状況でございまして、一層
の収入確保、経費削減等が求められているところでございますので、関係団体とも連携し
ながら、知恵を絞りながら自転車振興に係る情報発信、あるいはまた活動拠点として活用
方策について検討してまいりたいと考えるところでございます。以上でございます。

○**大国委員** 総合型地域スポーツクラブにつきましては、先ほど申し上げましたように、
非常にこれからの奈良のコミュニティーや、その地域のコミュニティー、あるいは健康づ
くり等々、さまざまにいろいろな効果があると思っておりますので、そういったことも含めてし
っかりと推進をお願いしたいと思っております。

ただ、この競輪場、一点集中で今お聞きをさせていただいていますけれども、競輪場、
場外車券を売っておられる。大変、連日のように車がたまっています。そのことはもう十
分承知をして質問をさせていただいていますけれども、間もなくモーターフェアもやられ
……

(「もう、終わりました」と発言する者あり)

もう、終わりましたか。そうですね、いっぱい飛ばしていました。やられましたし、年間
行事として何かやることは可能であると思っております。競輪場にはコミュニティーホールとか、
また古いテニスコートもありますし、春には桜の花見のスポットにもなりますし、さまざま
に憩いの場としても使えるし、自転車で競輪場に親子連れでも来ていただいて、そうい
うふうな自転車を推進するための何か催し物等も含めて考えられないかと。昼から、例え
ば御陵を回って自転車道に出て、西の京、それから斑鳩方面というコースもできるわけ
ありまして、一体的にそういった計画を産業・雇用振興部だけではなくてスポーツ振興課、
あるいは所管の課も含めて検討をすべきではないかと思っております。

もう一つ大事な視点は、今ふえております自転車と歩行者の事故、自転車同士の事故と
いう側面もあります。これから進めていく上で、総合的にこういった事故防止の啓発も考
えていかなくはなりませんので、ぜひともそういう所管も含めて、自転車振興というも
のをどうしていくのだという総合的な協議が必要と思っておりますので、ちょっとこれ、
知事の5つの構想案も含んでおりますので、総括のときに聞いてみたいと思っております

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この先は総括で知事に質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○山下委員 1つは人権の問題で、さまざま知事に尋ねたい問題があります。

きょうは、人権パートナー養成・活用事業が当初予算で組まれとるわけです。人権指導者のバンクへの登録と活用が目的だそうですが、実際に登録人員は何人いるのか。活用というものはどういうところで活用しているのか。しかも、今激増している児童虐待やDVへの活用はどうなっているのか。そこへのかかわりはどうなっているのか。その数字をまとめておいてください。今わかるのだったら言ってください。

それと2つ目は、スポーツ支援センター設置事業のことです。多分、旧耳成高校の運動場等の使用の問題も含めて協議になると思いますが、旧志貴高校のグラウンドがサッカー協会に売却された。実際の話です。プロのクラブをつくるのだと。そしたら、このスポーツ支援センター設置事業の中に、例えばサッカーでアマチュアも含めて養成しながら、初心者から高齢者まで、あるいは中にはプロを目指す人たちも養成するというようなことになれば、あのサッカー場を通してどういう企画がなされるのかと待っているのですけれども、今、あの横の空き地を使ってサッカーをしたいという少年クラブの人たちの要望が非常に強いわけです。目の前で自分たちがもう、サッカーの練習も試合も十分できないような状態があって、あのサッカー場がきれいに整備されたし、そして地元の者が全く手も足も出ないような状態で置かれている問題とスポーツ振興がどうかかわるか、それについて知事に聞きたいと思っております。

それから、企業誘致に当初予算で10億円を組んで頑張っていたいてまいりました。目標の4年間で100社に届きそうなんです、ぜひともその集約をお願ひしたい。特に誘致政策に上げられているさまざまな施策を利用したことがどれぐらいあるのか。あるいは、地域的に西和、中和、南和への企業誘致100社の配置を誘致できたのか。さらにまた、県内の工業団地がたくさんあるわけですが、あきが目立ちます。その空き地、あるいはまた県所有の未利用地、そこらのことも情報として上げながらやっておられると思うので、そういうところに立地した企業があるのかどうか。それも調べてもらいたいです。これも数字でください。知事にお尋ねしたいと思ひます。

さらに、ふるさと雇用創出事業、これは国の対策なのでありますが、これに20億円、あるいは緊急雇用創出事業に30億円という膨大な予算を組んでいるわけでありまして、さらに同じような予算が補正予算に上げられています。補正予算では目標の数字が

大体書いてあるのですけれども、では、今まで当初予算でやってきた。もう常識からいいえ、当初予算で足りないから補正予算を組んでいるでしょうから、当初予算でどのような雇用を創出してきたのか。それぞれで何人創出してきたのかということを数字で示してもらいたいと思っています。

○権人権施策課長 山下委員から、人権パートナーバンクの登録状況と活用についてというお問い合わせでございます。

人権パートナーバンクは、人権に関します指導者、リーダーを育成するために、県民向けの人権啓発指導者養成講座や人権パートナー養成講座を実施してまいりましたが、これらの修了、終わられた方々につきましては、十分な活用がされてこなかったという経緯がございます。これらの人材を活用するために、平成21年度から新たにスタートしたところでございます。今年度は、平成19年度から平成21年度までに講座を修了されました方々を対象に、人権パートナーバンク登録につきまして意向確認をさせていただきまして、応募用紙を送付しましたところ、20名の方々から登録という回答をいただいております。これは、8月の時点でございます。それで、8月に集めました20名につきましてのリストを、各市町村でありますとか、市町村から成ります奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会等々に資料提供しましたところ、今、3カ所から照会がございまして、派遣をしたいと考えております。

それからあと、これ多様化されておりますが、人権問題はいろいろな分野で惹起されております。これらにつきましても、養成講座の中で充実させながら、新たなリーダーを養成してまいりたいと思っております。以上でございます。

○吉田スポーツ振興課長 スポーツ支援センターの設置事業と、それから旧志貴高校の跡地につくりましたサッカー場のことについてのお問い合わせでございます。

スポーツ支援センターは、先ほども少し申し上げましたけれども、総合型地域スポーツクラブの設立、育成をするために、本年4月に設置したものでございまして、担当職員3名を配置しているものでございます。主な業務といたしましては、先ほども申し上げましたように、普及啓発でありますとかキーパーソンとなる人材発掘、あるいは管理運営者の育成等々に努めているところでございまして、既に4月以降に全市町村を訪問済みでございます。

それから旧志貴高校の跡地にありますサッカー場でございますけれども、これは社団法人奈良県サッカー協会が行います人工芝のサッカー場の整備に対しまして県も事業費の一

部を負担しております。整備後は、ことしの3月にオープンしているわけではございませんけれども、施設の維持管理、運営は奈良県サッカー協会が行っておられるものでございまして、多目的な利用も可能と聞いております。また、サッカー協会自身の事業としてそこを使ったサッカー教室なども行われていると聞いております。以上でございます。

○森田企業立地推進課長 企業誘致の関係のご質問でございます。何点かいただきました。

まず、企業誘致施策の利用状況でございます。補助金誘致制度、それから優遇税制等を用意しておりますが、そのうち補助金に関しましては、平成21年度以降充実いたしまして、平成21年度、昨年度、中規模立地向けの補助金で1件、大和郡山市のクボタ松下電工に1件活用をいただいたところでございます。それ以外は現時点ではまだ具体化はしておりませんが、今年度、今ご相談を受けているというレベルで数件、活用に向けてご相談を続けている状態でございます。それ以外に、融資制度ということで企業立地促進法という法律がございまして、それに基づく優遇制度を活用いただくために県内企業、県外企業も含めて、企業立地計画を14件、それから事業高度化計画7件、合計21件承認しております。その計画に基づいて低利融資制度、あるいは税制関係の優遇措置をご活用いただいているところでございます。優遇制度の活用状況は以上でございます。引き続き融資制度、優遇税制の方も何件かご相談をちょうだいしておりますので、ことし、年度いっぱいではもう少し実績が上がってくるかと考えております。

それからもう1点、企業立地の県内の分布のお尋ねでございます。

実は、この調査、個々の企業の個別情報は公開されておられませんので控えたいと思っておりますが、ただ、我々が把握している範囲で、奈良市から御所市、五條市の中南和地域で、ほぼ満遍なく立地をいただいている状況でございます。

それからもう1点、工業団地の空きが存在するというご指摘でございまして、確かに県内の工業団地、大和郡山市の昭和工業団地をはじめ、幾つかございます中で、工業団地によって空き状況がまちまちですが、少しずつ空きがあることは事実でございます。ただし大和郡山市の昭和工業団地、それから五條市のテクノパークなら、このあたりは空きが出ましても、結構時間を置かず引き合いがございまして、今現在空いているといたしましても、1件、1カ所、2カ所程度のことでございます。一方で、それ以外の県有地、例えば、五條市で土地開発公社が保有されております県有地であるとか、そういう工業地でまとまって空いている、数件まだ空きがあるところ、あるいは、民間の事業者が開かれた工業団地でまとまって空きがあるところは確かにございます。そのあたりに関しては、今

そういう所有者の方々とも協力しながら、鋭意販売できるように、利用向上、作業していただけるように営業活動を進めているところでございます。

それからあと、100件へ向けてのまとめと集約をということでございましたが、おかげさまで3年間で74件ということで、知事の本会議の答弁でもありましたが、順調にここまで推移してきている形でございます。これはもちろん県として体制を整えたり、議会の皆さん方の理解をいただいて優遇制度を整えたり、そういうことを整えてきていると、そういうことで力を入れてきているということの成果でありますとともに、やはり我々も日常の企業の訪問活動の中で、企業のニーズを丁寧に聞くような努力を続けていること、それに関して、関係団体、商工会議所、商工会、あるいは市町村も含めて、皆さん方の協力をいただける機会もふえてきたこと、さらに加えて、議会の議員の皆さん方にもご協力をいただいていること、このあたりのことも含めて、全員参加型でここまで順調に来ておると考えております。今後とも100件に向けて目標達成できるように、皆さん方のご協力のもとに努力していきたいと考えております。以上でございます。

○佐古雇用労政課長 ふるさと雇用、並びに緊急雇用の雇用創出数でございます。

まず、事業費も含めてご説明したいと思います。

ふるさと雇用につきましては、平成21年度で県と市町村合わせまして件数といたしましては66件、事業費といたしましては約5億8,400万円余りの事業執行によりまして、247名の雇用を創出いたしました。また緊急雇用創出事業では、平成20年、平成21年度、県と市町村合わせまして件数では263件、事業費といたしましては約15億7,500万円、2,055人の雇用が生まれております。ふるさと雇用、緊急雇用合わせまして2,302人の雇用が生まれております。また平成22年度、今年度でございますが、当初予算計上分と今回お願いしております補正予算分合わせまして、ふるさと雇用では県と市町村合わせまして件数で130件、事業費で19億7,400万円余り、雇用総数は492人となっております。緊急雇用でも、県と市町村合わせまして件数では466件、事業費では32億2,000万円の事業執行によりまして2,275人の雇用を創出する予定としております。ふるさと雇用と緊急雇用合わせまして2,767名の雇用創出を予定しているところでございます。今後とも、円滑な事業執行により、多くの雇用創出に向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下委員 旧志貴高校跡地につくられておりますサッカー場の年間の運営計画等々、書類で出してください。

それから企業誘致、先日、予算審査特別委員会が始まる前に送られてきましたこの評価、このところに若干書いてあるわけでありましてけれども、少なくとも3年間、あるいは今日までの企業誘致の実態、北和何件、何人規模と、どここの企業名は要求していませんから、そういう意味で、今気にしているのは、私の意識にあるのは、南部対策で、(仮称)榎原南・御所インターチェンジ周辺に工業団地をまたつくと。工業団地のコンセプトをどうするのかということで非常に難しい現状にあると。そういうことも含めて、一体的に企業誘致している、努力していただいているのはよくわかるし、かなり成果が上がっているのも評価します。ですから、これまでの3年余りの経過について、制度利用と、そして立地の企業、北和、南和、中和、西和、そういうような分類でまとめたものを数字で出してください。お願いしときます。以上です。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 旧志貴高校のサッカー場は奈良県サッカー協会が管理運営しておりますので、サッカー協会にお願いしてみます。以上です。

○井岡委員長 資料の提出をまたお願いしておきます。

○田中(惟)委員 できるだけ早く終わるようにいたします。

まずは、各委員から警察関係のことでご発言がありましたので、同じこの機会に一言、意見だけ申し上げさせていただきたいと思います。

まず、三位一体の改革ということで、大きく中央官庁とそれから各自治体は対等だという言われ方をして、行政の改革を迫られて、なされてきたところではございますが、特に先ほどからの論議がありますような人事でありますとか、そういう部分については、警察庁のご意向がかなりというか、もうほとんど100%従わざるを得ないという現実にあるのではないかと思います。自治警察でこれだけの地域をどう守っていくのだということの意識と説明力を持って警察庁に向かって話をさせていただくことで、それぞれの府県でもっての定数を認められてしかるべきだとは思いますが、現状はそうはなかなかいっていないというのが今の姿だと思いますので、そこを多いと思っているのか少ないと思っているのかということの答えは出しにくいと思いますから、こういう意見があるのだということは警察庁に向かってはっきりとおっしゃっていただいて、それぞれの府県の府県警察の主体を認めると、この部分を明確にさせていただきたい。そういう改革が必要ではないかと思っておりますので、あえて意見として申し上げます。

特に、新人警察官を採用なさるときは、筆記もかなり非常に厳しい試験が行われているようでありまして、加えて体力を測定するというか、求められている部分でも非常に厳し

い採用試験であります。これらのことを厳選されて、なおかつ警察官になりたいと思っておられる方が何年もチャレンジをしておられるという姿も拝見しておりますし、また大いに奈良県の治安を確保するという意味で、警察庁からこれだけしか認められないから採用できないのだということではなしに、何とか方法論をお考えいただきたいと思っております。

それから、観光の部分で、関西の議員連盟でも発言をさせていただいたのですが、観光客が安心して日本を観光できる、奈良へ来たら安心できる、していただけるのだという姿を、イメージを与えることもおもてなしという意味で非常に大切なことだと思います。以前に外国視察をさせていただいたときに、この県議会でも報告いたしましたけれども、ここに警察官がいるのだという形で警備をすることで、一般の方がすりに遭わないとか、安心しておれるとかということもあると現地の警察官がおっしゃっておられました。そういう意味で、奈良県ではすりが少ないよと、置き引きもないよと、ほかの府県ではそういう事案があって、外国人のすりが横行しているとか置き引きが多いとかということもあるようですが、奈良県は安心していただけるのだという定着したイメージが外国に発信されることも大切な観光対策でもあろうと思いますので、奈良県警察の大いなる活躍を期待するところです。

さて、意見の開陳はこのぐらいにさせていただいて、質問をさせていただきます。

ことしの予算でもって、異例と思われることが行われました。何かと言いますと、廃棄物対策、多田地区の処分場において、県が代執行をするということをしていただいているところです。処分者が倒産したということで、また再建ということで業務が行えない、だから県が代執行をするのだということの予算を通したところでありますし、それがどのように行われているのかお聞かせいただきたいと思っております。まず1点、それをお願いします。

○福谷廃棄物対策課長 田中（惟）委員のご質問にお答えをいたします。

今ありました閉鎖された最終処分場の現状でございますが、今現在、土地につきましては2つの会社が最終処分場を保有しております、その1社が破産をしております。もう1社が民事再生の手続を経て、裁判所にその民事再生計画の認可を受けて、今現在、民事再生中であるという状況でございます。特に、民事再生中の事業者が今現在、その最終処分場の水処理プラントの維持管理を行っていただいているところでございます。現状がそういう状況になっていると。いずれにしましても、当課といたしましても、毎日パトロールも実施をして、その変動等を注視しているところでございます。以上でございます。

○田中（惟）委員 地元の方々のご意見を承りますと、そこから出てくる水に色がついているとか、分析はしていないので正確な、言ったら、陳情であるのかどうかは定かではありませんけれども、うまくできているのだろうかという疑問の声が非常に聞こえてまいります。こういうことがほかの企業に蔓延すると、これは非常に大変なことだと思うのですが、この県の代執行はかなり厳しくやっているということで安心感を与えることも、今申し上げている多田地区の人たちだけではなく、奈良県内に幾つもの処分地があるわけです。不安感を持って県民の方々はそのごみの山を眺めているところでもありますので、そこは県の代執行も、住民の人たちに対して安心感を与えてもらう必要があるかと思うのですが、今後のことについての取り組みは何かなさっておられるのかお伺いしたいと思います。

○福谷廃棄物対策課長 今現在、当地につきましては、本年1月に関係者の方から専門家の支援チームの受け入れをいたしまして、その助言も踏まえた形の中で、委員お述べの、より効果、効率的な調査を実施するためのコンサルティング業務について委託をしたところでございます。今後、水処理プラントの維持管理ができなくなった場合に備えて、維持管理の継続を確保しながら、県において設置をしております特別対策検討委員会の中で周辺的环境影響調査の結果や、今後委託を実施する予定の測量であるとか、ボリューム調査等の計画の内容についてご意見をいただいた上で、具体的な調査を今後実施をしていきたいと考えております。お述べのように、地元の住民の方は非常に心配されているということも、我々意識も当然しておりますので、そのご心配については真摯に受けとめて、できるだけ早く対応するように心がけていきたいと考えております。以上でございます。

○田中（惟）委員 もう一つ、別の質問をさせていただきます。

宇陀市で、うだ・アニマルパークをつくっていただきました。もう既に稼働して1年以上たっているわけですが、本来、なぜあそこにつくるようになったかといいますと、橿原市にありました動物愛護センターが、近所まで家が建ってそれでどうしようもないと。どこかに行くところはないかということでさまよって、何年もかかって宇陀市に設置することに決まったという経過があります。その当時の地元への説明といいますか、地元の方々とのお約束事の中に、命というものは大切なものなのだというところについてのいろいろな形での説明があって、これは担当の課のみならず、ほかの課もあわせていろいろなお約束をされてきたところなんです。

ところで、動物愛護センターを運営しておられるご担当に伺いたいのですが、現在の処

分の頭数の実績とか、それから命を大切にするというのは人間だけではなく、動物に対しても命を大切にするという意味も当然含まれているわけですが、殺さないということを考えますと、譲渡が真剣に考えられなければならないと思っているのですが、処分頭数と譲渡頭数とどういう現状であるのかお答えください。

○山首消費・生活安全課長 動物愛護センターにおきまして、殺処分頭数をゼロに向けて取り組むという形で、県の動物愛護管理推進計画を定めまして取り組んでおります。とりあえずの目標としまして、平成19年度から5年間、平成24年度末までの間で半減化を目指したいという形で取り組んでいるところでございます。

その具体的な取り組みとしまして、委員お述べの譲渡数をふやすことが1つ、もう一つは引き取り数を減らせないかということがもう一つ、そのために繁殖制限、あるいは終生飼養の啓発を強化しよう。この3つの取り組みを一体的に重要と考えているところでございます。

それで、まず1つ目の譲渡事業につきましては、生存の機会を与えるだけでなく、譲渡された動物の適正飼養の確保や、あるいは被害防止、そういったものにも配慮が要りますし、譲渡後の状態まで責任を持つといったことも求められると考えております。その意味で、適正な動物を適正な飼い主へということのを重要という形で取り組んでいるところでございまして、若干の制約をつけざるを得ないところでございますが、今年度からインストラクター等を活用いたしまして、成犬のしつけ直し等にも取り組みまして、候補犬をふやす、さらに譲渡講習会を充実して譲渡希望者をふやしていく取り組みに取り組んでるところでございます。

実績としましては、譲渡実績、今年度、今現在で37頭という状況でございます。

あと、引き取り頭数を減らす取り組みとしまして

(「殺処分総数は」と発言する者あり)

殺処分総数は今現在の数値がちょっとないので、平成21年度総数という形で2,178頭という状況でございます。以上でございます。

○田中(惟)委員 かつては1万頭近く、8,000頭ほどあったので、殺処分数も少なくなっていることも理解はしております。しかしながら、この2,178頭、そして譲渡が37頭、これはいかにも開きがあり過ぎるように思います。この数字の差は一体どういうことなのだろうかということ考えたときには、ご担当課だけではとても解決しない問題だと思いますので、総括のときに改めて質問をさせていただきます。以上です。

○井岡委員長 ほか、質問ございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもってくらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を終わります。

午後1時40分より、健康福祉部、こども家庭局、医療政策部の審査を行いますので、よろしく申し上げます。

しばらく休憩します。